

通所介護

日常生活支援総合事業第1号通所事業

利用契約書

社会福祉法人 つがる三和会

デイサービスセンター城西

TEL 0172-31-4544

FAX 0172-31-4344

利用者_____様（以下「利用者」という。）と「社会福祉法人つがる三和会」（以下「事業者」という。）は、デイサービスセンター城西通所介護事業所、デイサービスセンター城西介護予防日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス）（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを受け、利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条

- 1 事業者は、介護保険法令、その他関係法令及びこの契約書の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として利用者に対し、介護保険法に定める通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払いします。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間及び利用費用等の事項（居宅サービス計画含む）（以下「介護予防・第1号通所事業・通所介護計画」という。）は、別紙『サービス利用票』（サービス提供票）に定めるとおりにします。

（契約期間）

- 第2条** 契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の被介護保険者証の有効期間終了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（日常生活支援総合事業第1号通所事業・通所介護計画の決定・変更）

第3条

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画または、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護予防・第1号通所事業・通所介護計画書を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者が要介護の認定の介護度が決定する前でも「仮の居宅サービス計画または、介護予防サービス・支援計画」（暫定ケアプラン）にて「仮の介護予防・第1号通所事業・通所介護サービス計画」を作成します。尚、介護度が決定した場合、速やかに「認定済の介護予防・第1号通所事業・通所介護計画書」を作成します。
- 3 事業者は、「介護予防・第1号通所事業・通所介護計画書」について利用者に対し説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画または、介護予防サービス・支援計画が変更された場合、もしくは利用者の要請に応じて、介護予防・第1号通所事業・通所介護計画について変更の必要があるかどうか調査し、その結果、介護予防・第1号通所事業・通所介護計画の必要があると認められた場合には、利用者と協議して介護予防・第1号通所事業・通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、介護予防・第1号通所事業・通所介護計画書を変更した場合には、利用者に対して

書面を交付しその内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第4条

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 第1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じてその家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(家族等への説明)

第5条

- 1 事業者は、契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、その家族等に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 利用者は、契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、その家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第6条

- 1 利用者は被介護保険者証の区分に応じて介護保険法に定めるサービスを受けた場合、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
但し、第一号被保険者であって厚生労働省で定める所得要件等により保険者が発行する介護保険負担割合証で示されている利用者負担が、2割又は3割となる方は、記載された割合分の自己負担となります。
また、「仮の居宅介護サービス計画・仮の第1号通所事業所支援計画」（暫定ケアプラン）にて利用される利用者については、被介護保険者証の区分が決定してから利用料金を支払うものとします。
- 2 上記の利用料金以外に、利用者は重要事項説明書に定める①食費及び②介護用品③サークル活動費を事業者に支払うものとします。また、生きがい型デイサービス利用者については、入浴料も自己負担となるため事業者を支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第7条

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービス・第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用希

望者が定員超過で利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条

- 1 第6条に定めるサービス利用料金について、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。
- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及び職員の義務)

第9条

- 1 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者に対する通所介護サービス・日常生活総合支援事業第1号通所事業サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し利用者もしくはその代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 3 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第10条

- 1 事業者及び職員は、通所介護サービス・日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。その守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償

(事業者の義務違反)

第11条

- 1 事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に生じた損害については、保険会社の査定に則って、その損害を賠償する責任

を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第12条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者及びその家族等が、事業者もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定・要支援区分により利用者の心身の状況等が著しく改善され、非該当と判断された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 第14条から第16条に基づき契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により契約が終了する場合には、利用者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第14条

- 1 利用者は、契約の有効期間中、契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第8条第2項により、契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画・第1号通所事業サービス支援計画が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第15条 利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、契約を解除することができます。

- 1 事業者が正当な理由なく契約に定める通所介護サービス・第1号通所事業サービスを実施しない場合
- 2 事業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、職員が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者又はその家族等が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第17条 第13条第1項第1号から第5号により契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務やその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

(利用者代理人)

第18条 利用者がサービス等を決定できない場合の代行や債務の保証人として利用者代理人を定めることとします。

(苦情処理)

第19条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切な対応をするものとします。

(ハラスメント行為の禁止)

第20条 事業所が適切な介護サービスの提供を確保すること、利用者・家族等との健全な関係性を構築する観点から、職員に対する性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにつきましては、職員の就業環境が害される恐れがあるため、そのような言動につきましては禁止とします。

上記のような言動が確認された場合には、事業所管理者を中心として職員・利用者・家族等に事実確認を行い、協議・対応させていただきます。

(協議事項)

第21条 契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者と誠意をもって協議するものとします。

前頁の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記入捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 青森県弘前市大字茜町2丁目1番地2
事業者名 社会福祉法人 つがる三和会
代表者 理事長 大井正清 ⑩

事業所

所在地 青森県弘前市大字茜町2丁目1番地18
事業者名 デイサービスセンター城西
管理者 所長 大井由佳 ⑩

利用者

住所

氏名 ⑩

利用者代理人

住所

氏名 ⑩

利用者との
続柄
